

森有礼の教育改革と基督教主義

— 森有礼と元田永孚・西村茂樹との交渉を通して —

畠 長順

はじめに

森有礼の教育改革は日本近代教育制度の枠組をたて、それ以後の教育発展の基本方向を確立したが、基督教主義の復活はその改革が展開する背景の一環、ないしはその改革が直面して解決すべき課題であった。従来の研究のほとんどはそれら両者の対立する関係にのみ着目しているが、実は、両者は全面的に対立する関係にあつたとはいえない。ここでは森と基督教主義を代表する存在とも評価できる元田永孚及び西村茂樹との交渉を通してこの問題を明らかにしておきたい。

当時駐英全権公使であつた森有礼の訪問を受け、日本の教育問題について意見を交換し、両者互いに深く共鳴するところがあつた。憲法施行後の教育を如何にすべきかという点において意見の一致を見、伊藤は内閣制施行の際には、森に文部大臣を託すべき心意を定めるのである。彼の抱いた文教政策を任せうる人物を見出しが能够だったのであり、ここに森文部大臣誕生の機縁が生れたわけである。

明治一七年（一八八四）四月、森は、伊藤の斡旋の下にイギリスから召還され、翌五月七日、参事院議官・内務省勤務に任せられ、同時に文部省御用掛兼務となつた。この時文部省においては大木喬任が文部卿、九鬼隆一が文部少輔であつた。しかし森の文部省に入つたのは時の政府に最も声望のあつた伊藤の推挙によるものであつたので、おずから省内に重きをなし、「大臣見習」と等しいとして、「當時、文部省に二人の卿ありと称せら」とされた。

一 森の任命と元田の杞憂

明治一五年（一八八二）、憲法調査中の伊藤博文はパリで

史苑（第六三卷一号）

さて、森が御用掛兼務として文部省に入つたことに対しでは、天皇侍講の元田永孚は、森が「從来宗教家ニシテ將來ノ国害ヲ招ク測ルヘカラサル」という理由で、いちはやく異議を唱えた。これに対し、伊藤は、「森薩人ノ有力家、妄ニ使用シ難シ、且其宗教モ鮫島（尚信）^②ノ如ク深ク信スル者ニ非ス、吾兄深ク患ヘスシテ可ナリ」と言つて、元田の反対意見を排した。

元田永孚は、文政元年（一八一八）一〇月一日に生れ、青年期には熊本において横井小楠の思想的影響を強く受けた実学派の儒者であった。明治四年（一八七一）五四歳になつてから当時の參議大久保利通の推薦によつて明治天皇の侍講（のち侍講）として儒学の進講を始め、それ以後、常に天皇の側近に侍して君徳補導に力を尽したり、国家権機に参画したりして、天皇の厚い信頼を得ていた。また、近代日本教育の成立期において一貫して欧化に傾く教育に危機を感じ、伝統教学にもとづく教育理念を鼓吹して、「明治期における基督教主義思想の代表家」^③といわれている。

明治一八（一八八五）年一二月二二日には内閣制が布かれ、伊藤は初代総理大臣となつた。約束したとおり、森を文部大臣に起用しようとした。この時にも、元田は「森有礼に対しても、その基督教信者たるの故を以て、反対を繰り返し、天皇もまた森を忌避して谷干城を文部大臣に望むほどであつた。伊藤は「自ら闕下に伏し、臣が内閣の首班たる以上、断じて閣臣をして歎慮を煩し奉るが如き言動に出でしめざるべしとの決意を奏上するに及び、遂に御聽許あらせられた」。このようにして、伊藤は反対意見を押さえこみ、森を入閣させた。

森の任命に対する元田の反対については、大久保利謙氏は、「当時の文教思想に流れていた二大潮流の対立、さてはこれを背景とする伊藤と元田との思想的対立の然らしめたものである」と解釈している。明治一二年（一八七九）九月、教育令制定の際、明治天皇は、当時參議兼工部卿の伊藤博文と文部卿寺島宗則に元田の起草した『教學大旨』を「下賜」し、『学制』以来の教育における文明開化主義を批判し、「自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ヅキ、專ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道徳ノ学ハ孔子ヲ主ト」すべしと指示した。これに対し、伊藤は「教育^④議」を上奏して、その基督教主義的德育を尊重する復古主義に反対し、科学的教育を中心とする文明開化主義的な教育を主張した。天皇にその「教育議」についての意見を求められた元田は、直ちに「教育議附議^⑤」を提出し、『教學大旨』の立場をとつて、伊藤の意見に反論した。しかし、元田らの意見は排され、伊藤の起草にかかる文明開化主義的な教育令案が元老院の賛成を得て可決され発布された。大久保氏がいう「二大潮流の対立」および「伊

藤と元田との思想的対立」はこのようなことを指すのである。

もちろん、その「二大潮流」の関係は、一面では、確かに森と元田の立場の違いをよく説明するものである。渡辺幾治郎氏が述べた如く、「復古」・「日新」という二つの思想は、「明治維新の二大精神」として、「時には合し、時には離れ、（中略）一進一退、離合分散の上に建設されたが、明治の歴史で、明治の教育も、国民道德も尽くこの上に建設され発達したのである。されば、（中略）明治の教育、明治の道徳の発達を見る者も、ここに深く留意せねばならない。⁽¹⁾

しかし、大久保氏のように、その「二大潮流」の対立する側面のみから森と元田の立場の違いを説明することには問題が多いといわざるをえない。それは事の一面にすぎないからである。確かに元田と伊藤が、政治的にそのような立場にあつたことは、否定できない。『教学大旨』の颁布・「教育議附議」の提出は、いわゆる天皇親政運動を背景としたものであつた。天皇親政運動は、佐々木高行・元田ら天皇側近が大久保利通の死を契機に政府につきつけた挑戦状であった。そして、元田はその運動の理論的リーダーであつた。一方、当時、伊藤は、大久保に代つて政府の中心人物となつたばかりであり、近代的制度を構想し、複雑な政治情況の中で自己の支持基盤の拡大をはかりつつあつた。い

まだ明治国家の展望を充分に描ききれなかつた伊藤にとつて、元田の教學論は排除するほかになかつたといえよう。しかし、あの時はあの時、今は今。大隈重信ライギリスト型立憲体制派を閑外に追い出し、欽定憲法路線を明確にした明治一四年（一八八一）の政変後、伊藤は、天皇の道德性に教化の根源をおく元田の論理に接近していくことになるのであつた。彼が自由民権運動との対決をへて、明治國家の基本を欽定憲法体制に求めた時、彼と元田の間には妥協の、あるいは補完の関係が成立するのである。これについて、元田は「古稀之記」に明記している。

伊藤參議ノ独逸ヨリ帰朝スルヤ、一日宮中ニ於テ、余ヲ招テ語テ曰、我獨逸ニ於テ研究シ得ル所、憲法ノ制定帝室ノ尊重ヨリ政体ノ組織、府県ノ措置ニ至リ、漸次奏聞シテ施行スル所アラントス、兄ハ從来君側ニ在リテ信用セラル所、必更ニ輔翼セラル所アルヘシ、我ハ元歐州ヨリ學ヒ來ル者、兄孔子ノ道ヲ信セラルレハ、果シテ意見ノ合ハサルコト有ルヘシ、宜ク共ニ談スル所アルヘキナリト、余答テ曰、誠ニ尊喩ノ如ク、余ハ固陋歐州ノ學ニ通セス、然トモ道理ノ至當スルハ天地間一理ナルヘシ、余不肖ナリト雖トモ私見ニ執拗ナル者ニ非ス、閣下ノ言フ所果シテ至理ナラハ必スニニ帰スヘシ、若シ

又余ノ意見アル時ハ、伏藏ナク論述シテ教ヲ乞フヘシト、是伊藤ト相遇ノ始トス、尋ニテ又

聖上ニ親喻シテ曰、伊藤帰朝後奏スル所ヲ聞クニ、其

意見前日ノ伊藤ニ非ス、汝宜ク之レト談スベシ、意見アル毎ニ善ク彼ニ言ヘヨト、永孚謹テ 旨ヲ承ケ、伊藤ノ邸ヲ訪ヒ談国事ニ及ヒ、具ニ 聖旨ノ在ル所ヲ告ク、（中略）伊藤亦悦ンテ談数刻ニ及ヒ、午時ノ酒飯ヲ饗シ、歛ヲ結テ帰ル、爾後相逢フ毎ニ懷ヲ披テ談論旧識ノ如シ、^①

伊藤宮内卿ト為テヨリ、主トシテ 君徳ヲ輔弼シ、專ラ

叡慮ヲ朝政ニ尽サレンコトヲ奏シ帝室ヲ尊厳ニシ、外交政略ニ因テ礼貌ヲ裝飾シ、翌十七年ニ至設施改正スル所、鮮ナカラス、時時余ニ対シテ談論セリ、余其識見智慮ニ服セリ、但宗教ノ一事外交際上已ムヲ得サルノ事情ニ出ルト雖トモ、宗教ノ害ヲ見ル確信ヲ置キ難ク（後略）^②

見られるように、伊藤は、歐州憲政調査から帰朝して間もなく、宮中で元田を招いて、ドイツをモデルとして帝室尊重主義に基いて政体改革に取り組むという考えを伝え、天皇の信頼を得て元田の協力や意見交換のことを申し入れている。さらに、伊藤は、この談話において、「歐州ノ学」と「孔子ノ道」の調和をはかるうとする姿勢を元田に

示した。これに対して、元田は、肯定的な態度を表明し、しかも「天地間一理」という儒学（朱子学）の理念にもとづいて双方の調和的統一の可能性を示唆している。

また、天皇も、憲政調査以後の伊藤の思想的転換に満足し、伊藤との意見交換を元田に指示するに至ったのである。その指示に従つて、元田は、伊藤の邸を訪問し、天皇の意向を伝えた。伊藤もそれを聞いて喜び、二人は昼食をはさんで、数時間にもわたって語り合つた。それ以後、二人はしばしば意見を交換して、まるで昔からの友人同士のようであつた。

さらに、宮内卿となつた以後の伊藤の実施した諸改革設施に対しては、元田は、賛意をあらわし、伊藤の見識を高く評価している。ただ、宗教のことについては、元田は異議を持つていた。

つまり、この段階での両者の相違点は、宗教政策のみであつた。当時、伊藤の考えは、政府は宗教の外に立ち、何れの宗教に対しても自由原則を堅持すべきというものであつた。これに対して元田は、「国教を闡明し、以つて教育を拡張するは、豈此時ならんや」と「国教」に基づく教育を実施することが緊要であるとしている。彼のいう「国教」とは、天祖を奉ずることである。もし「我が天祖」を後にして先に釈迦や耶穌を信奉すれば、「我が臣民」にふさわしく

ない。「国教」以外の「宗教の浸潤」を防ぐためには、「その三、四歳乃至十四、五歳の稚童にして未だ宗教に入らざるの人」を「仁義忠孝の道」で導き、「天祖の當に敬すべし所以、國体の當に尊ぶべき所以」のことを知らせ、彼らの「知覚」を定め、思想を一にすべきである、と元田は主張している。¹³

以上のことから、森の任命に対する元田の反対は、「當時の文教思想に流れていた二大潮流の対立、さてはこれを背景とする伊藤と元田との思想的対立」によるというよりも、寧ろ両者の妥協・補完の関係の然らしめたものといったほうがよい。つまり、それは、「若シ又余ノ意見アル時ハ伏藏ナク論述シテ教ヲ乞フヘシ」という伊藤の要請に元田が応じたものでもあつた。當時、両者の意見の相違は宗教の問題にのみ存在し、森の任命に対する元田の物議はここに由来してたのである。

また、林竹二氏は、「元田永孚が森を「信者」であることには、たしかな根拠があつた」ので、「森と元田との対立は、原理的なもの」であつたといふ。しかし、私は、このようない見に対しても疑問を抱かざるを得ない。

明治二〇年（一八八七）頃、元田は、「森文相に対する教育意見書」の中で、森をキリスト教「信者」とみなす「根拠」について、「足下ハ僕ト異リ從來米国ニ遊学シテ耶蘇一

派ノ教師ニ就テ非常ノ苦学アリシト横井ヨリ伝承セリ」と述べている。元田が森をキリスト教「信者」とみなした根拠は、横井小楠からの伝聞にあつたことが分る。¹⁵

しかし、森は、アメリカ留学時代に、キリスト教の信者のハリスに感化されはしたが、本格的に洗礼を受けて信者になつてはいなかつた。明治九年（一八七六）一月二四日、当時の駐清國公使であつた森は、保定府で朝鮮問題について清國大学士李鴻章と会談した時、次のような対話ををしている。

李 （前略）閣下ハ西教ノ徒乎。

森 拙者ニ於テハ西教佛教或ハ回教其他ト雖モ一モ宗教ノ名アルモノヲ奉スル事ナシ、現ニ如斯ノ俗人ナリ、只平素正道ヲ守リ人ヲ害スルナキヲ以テ一身ノ目的トナスノミ（後略）。

このように森は、自らを無神論者であり、いわゆる道德を遵法する者であるとして、キリスト教徒ではないと明言している。

さらに、森は、明治一二年（一八七九）一〇月一五日東京学士会院で行つた「身体ノ能力」論の教育演説¹⁶の中で、宗教を「我邦人ノ身体ヲ害セル者」の一つとみなしている。

文部大臣に就任した後には、教育分野から政党と共に「宗門」を排除することを主張している。明治二〇年（一八八七）六月二一日宮城県庁において県官郡区長及び学校長に對して演説した時、森は次のように語つている。

年長シテ人各自ラ信スル所ノ宗門ニ赴クハ措テ問ハサルモ、学校ニ於テ教育ヲ受クル者即チ齡丁年ニ至ラス、思想モ亦獨立セサル者ヲ驅リテ宗門ニ引込メントスルハ、不法ノ甚キモノナリ。⁽¹⁸⁾

つまり森は、成人には自ら信奉する「宗門」に入る自由があるが、学校で教育を受ける者にはそのような自由がない。さらに、その思想がいまだ独立していらない者を「宗門」に引き込ませるのは、不法の行為であるとしている。

前掲の「森文相に対する教育意見書」の中で、「足下（森）ハ（中略）日本ノ教育モ耶蘇教ノ如ク日本人ニシテ吾君父ヲ閣キ耶蘇師ヲ信スル心ヲ惹起セシムルヤウノ精神ハ曾テ之ナキコトト僕ニ於テハ較見ル所アリ」と、元田は森文相に対し自分の森認識の転換を表明している。

いうまでもなく、元田が「森ノ教育ニ関スルハ其從来宗教家ニシテ将来ノ国害ヲ招ク測ルヘカラサル」といったのは、まったくの杞憂であった。

二 大学總理に任する内意と西村の辭退

明治一九年（一八八六）二月一九日、森文部大臣は、西村茂樹を招いて、大学總理に就任するようすすめている。この年三月に、帝國大學令が公布されるに當つて森は、西村を起用して改革を実施しようとしたのである。このことについて、西村は次のように語つている。

大學積弊ある、已に教育家の悉知せる所、今新大臣の之を改革せんとするや、其意頗善し。然れども目下の大學を改革せんには、制度の改正、人員の進退等、何れも大勇断を以て決行せざるべからず。而して余も此事に関して、多少の腹案なきにあらず。然も若し大臣にして余の意見の二三を聽き、爾余の五六を納れざるときは、其改革たる、名ありて実なき者となり、却て紛擾を生ずるに止まる。而も大臣の決意、那邊にまで達せるや料るべからず。若し中途事を敗る如くんば、策の宜きを得たるものにあらず、而して余も心に快とせざる所なり、かかる場合寧ろ最初より就任せざるに如かず。

森文相の積弊のある大学を改革しようとする意向に対し

ては、西村も大賛成であつた。西村は、その事の難しさをよく知り、さらに幾多の腹案をもつていた。しかし、自分の意見が部分的にしか採用されない時は、改革は有名無実となる。しかも森文相の改革の意志がどれ程強いのかもよくわからない。以上の理由から、西村は「元来事務に迂闊にして、到底其任に堪ふる者に非ざるなり」という口実で、辞退した。

西村は、明治一〇年代の教育政策転換期において元田永孚に近い儒教主義の理論的リーダであった。彼は、もともと、明治五年（一八七四）の『学制』に対し「全く仁義忠孝の事を説かざるは、亦一方の極端に走るものにして、恐くは其弊に堪へ難きものあらん」と批判していた。同九年（一八七六）四月修身学社を創立して以来、一貫して民間において道徳運動に尽力してきた。同八年（一八七五）三月から加藤弘之に代つて天皇侍講（洋書）に任じられ、侍講が廢官となる一八年（一八八五）までその役割を果している。明治一五年（一八八二）一二月三日、儒教主義復活の一環として、元田永孚の手になつた『幼学綱要』が頒賜された。同一七年（一八八四）、皇后が西村に命じ『幼学綱要』の補遺として、『婦女鑑』を編纂させた。一九年（一八八六）二月、西村は元田と共に新に宮中顧問官に任じられた。

森と西村は、年来の知己であつた。彼らは、かつての明六社で「上からの啓蒙運動」をくりひろげた盟友であり、しかも、西村が文部省に出土したのは、森の推薦によつてであつた。西村の立場を、政治的にも思想的にも、森はよく知つていた。当時唯一の帝国大学であつた東京大学の改革は、日本教育全体の方向を体現するものであり、森と伊藤の腐心するところであつた。その大学総理の人選も、その改革と深い関わつてゐたはずである。西村に大学総理の就任を要請するに当たつて森は、周到かつ慎重に考慮したこと考えられる。「茂樹は、和・漢・洋三学をおさめた幅広い識見の学者であつた」ので、その高い人望が大学改革の推進に有利であったことはいうまでもないが、森には儒教主義を排除する意志がなかつたことも、ここから分かるであろう。西村の辞退は、既に検討したように、西村自身の判断によるものであつた。

三 師範教育の「三氣質」と元田の修正

師範教育は、森の特別に力を注いだところであつた。彼はその指導精神として三ヶ条を挙げている。すなわち「順良・信愛・威重」という「三氣質」である。明治一九年（一八八六）四月九日に公布された「師範学校令」の第一条但

書には、「生徒ヲシテ順良・信愛・威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」とある。

「三氣質」は、森の原案においては「従順・友愛・威重」であつたが、「師範学校令」では、「順良・信愛・威重」と改訂されていた。改訂の経緯は以下のようであつた。

「三氣質」は、もともと森の発想であつた。森は、明治八年（一八八五）一二月一九日埼玉県尋常師範学校における演説で、これについてはじめて次のように述べている。

茲三百般ノ注意ト云フモノニ就キ、更ニ重要ナルモノヲ挙クレバ三個条アリ、又之ヲ三個ノ順序ト云フモ可ナリ、第一ハ従順ナル氣質ヲ開発スヘキ教育ヲナスコトナリ、唯命是レ從フト云フ義ニシテ、此從順ノ教育ヲ施シテ之ヲ習慣トナササヘルカラス、第二ニ相助クルノ情ヲ其心意ニ涵養セサルヘカラス、之ヲ簡単ニ云ヘハ友情即チ友誼ノ情ヲ養成ストナリ、第三ハ威儀ノアル様ニ養成セサルヘカラス、此従順・友情・威儀ト云フ文字ハ或ハ妥当ナラザルヘキモ、今外ニ良キ文字ヲ考ヘ出ササレハ暫ク此併ニシテ置クヘシ、唯意義ヲ誤ラヌシテ聽取セラルレハ可ナリ、⁽²⁾

この大意は、以下の通りである。師範教育に、もともと

重要なものが三つあり、つまり、第一は「従順」の「氣質」を開発すること、第二は「友情」すなわち「友誼の情」を涵養すること、第三は「威儀」を養成することである。「従順・友情・威儀」という言葉は、必ずしも妥当ではないが、今はこれ以上のよい言葉を思いつかないので、とりあえずこのままにしておく、と。

明治一九年（一八八六）四月二日、その原案は閣議決定され、天皇に上奏された。これに対し、天皇は元田に下問し、元田は、四月八日に自分の意見⁽³⁾を天皇に提出した。

彼は、「三氣質」に重きを置き、それが勅令として發布されると、また「動すべからざるの明文」となるので、「一字一義実に重く且大」であるとして慎重に検討を加えている。

まず、「従順」については、その「従」の字は最も改正すべきものである。「従」の字義附従・隨従・服従と連続して、凡そ事是非善惡を云を待たず、只管に隨従するを義とす。故に従順は専ら妾婦の道として、男子に於て貴ばざる所なりすなわち、「従順」は、是非善惡を問わず服従する意味であり、「男子」にはふさわしくない、とする。「今改めて順良と為す時は、順は理に順つて悖戾せず、良は易直にして委曲ならず、人生自然の善美なり」として、「従順」の代わりに、「順良」が適切であるとした。

次に「友愛」については、「友」の字は、「専ら兄弟朋友

間の親睦に用ゐて、汎く氣質上に用ゐるには較狭きに似たり」、つまり「友」の字はもつぱら兄弟・友達間の親しい関係を指すのであり、ひろく「氣質」をあらわすには、字義がちよつと狭いようでなので、「信の字を換用」するのがよい。「愛」は、「人生の根本」であるから、そのままとして、

「信愛」とすべきであるとする。

最後の「威重」は、「威嚴の外に著はるる者」、「人望見て重んずる所」の意味であり、「其人内に実つる所あらざれば」達成されない。「若し威重に導」こうとするなら、「先づ其主とする所ありて、軽躁物に移らざるの地盤に立て」なければならない。その主とする所とは何か、「剛正の二字」であると言う。「内に守る所ありて屈撓せず、中立物に移らざれば、自然に威重にして人望んで之を畏憚」するようになるので、「剛正」を主として守るべきであるとする。ただし、「威重の二字は熟字の出處もありて強て改めざるも妨げなし」との但書きが付されている。

「師範学校令」では、この意見具上案が反映されて、上記のように、「順良」「信愛」「威重」が「三氣質」として採用されたのだと考えられる。これに対して、森が特に不服を漏らしたような形跡はない。

森は傑出した政治家であったが、元田のような學問的教養の深い文章家ではなかつた。前述のように、森自身はも

ともと「従順・友情・威儀」という三ヶ条の語句の妥当性を留保している。以上に経緯を踏まえれば、「師範学校令」は、森と元田の妥協というよりも、むしろ両者の「協力」の產物といったほうがよい。

四 『日本道德論』事件

伊藤内閣は近代国家の体裁を整え、條約改正を推進するために、いわゆる欧化政策を進め、西洋文化の攝取を奨励した。そのことは、思想界にも大きな影響を与え、西村茂樹のように国民の風俗が「益々輕躁浮薄」になつたことを憂う者も少なくなかった。西村は、明治一九年（一八八六）一二月一一日・一七日・二六日にわたり、帝国大学講義室で、朝野の諸士を集めて日本国民の道徳について講演をした。翌二〇年（一八八七）春、その講演草稿をまとめて、「日本道徳論」と題する冊子とし、これを各省大臣以下諸知人の間に贈呈配布した。時に森文部大臣はこれを受けて通読し、大いに賛意を表し、「是を文部省に出し検定を受けて中學以上の教科参考と為すべし」と考えた。ところが、總理大臣伊藤は、この書をもつて「新政を誹謗し、政事の進路を阻害する者」とみなし、大いに激怒したという。そして、すぐに森を招いて、これを非難した。森は伊藤の非難を心

外に思つたが、それを無視するわけにもいかず、直ちに秘書官小牧昌業に命じて、その冊子中の「新政」に害があると認められる部分の有無を点検させた。小牧は、政治上とくに害となるべき条項を見出さなかつたが、文字の使い方で考慮すべき点として数ヵ所を森に報告した。

森は、その報告にもとづいて、西村に対し語氣の激しい

文字を削除するよう忠告した。これに対し西村は、「已に諸公の忌諱に触れたる上は、今日國中に行はるべきの望なし、依て改刪せんよりは、寧ろ是を絶版すべし」と答えた。森は、「敢て絶版するを要せず、其語弊を改むれば精神は是を存するも可なり」とすすめたが、西村は絶版に付すことにきめ、同書の絶版を内務省図書局に届出た。しかし、図書局では、絶版にするまでもないので、ひとまず発行を中止しておいたらしいという意向を西村に示した。そこで、西村は本書の出版中止の届出を提出した。しかし、すでに贈呈あるいは配布した分があり、世人は大体その書名を知つており、それに加え、ひそかに本書の偽版まで発売される有様であった。これでは、発売中止も意味をなさないので、西村は森の忠告に従つて、書中の「語弊」を改めて再版したのである。これが一般に読まれた『日本道徳論』の第二版である。

このことは、西村が自ら「往事錄」⁽²⁶⁾に明記するところで

ある。『日本道徳論』は中国の儒教と西洋の哲学を折衷・集成して新たな国民道徳をつくろうとするものであつた。儒教思想の国民道徳による再生である。そして森がこのような西村の『日本道徳論』の「精神」に全く賛成であつたことは、以上の事件からも明らかとなる。

五 森の教育理念と元田の教育意見

明治一〇年代は教育の内容、目的あるいは、その中核となるべきものが何であるかということが問われた時期であつた。この大問題を強く提示したのは、元田ら天皇側近派であつた。その端緒は明治一二年（一八七九）『教学大旨』の頒布であつた。森時代になつて、当初「教学大旨」を起草した元田は、続けて教育の中核となるべきものが何かという問題を提起している。それは、明治二〇年頃のものと思われる元田の「森文相に対する教育意見書」であつた。⁽²⁷⁾ この意見書の冒頭は、次のとおりである。

過日宮中ニ於テ偶教育ノ談ニ瓦リ、粗足下主意ノ在ル所ヲ承リ、鄙意ニ於テ頗ル感覺スル所アリ、就中教育ノコトハ専ラ帝室ノ御注意アル所、然ルニ從来ノコト疎遠ニシテ關係スル所少キヲ見ルト此言誠ニ切當ノコト、吉

井次官其坐已ニ答フル所ノ如ク、年來聖意最茲ニ在リテ外間之ヲ知ラサル者多シ、僕君カ此言ヲ聽テハ一言黙々スヘカラサル所アリ、故ニ今日來リテ君ニ詳言スヘカラサルコトヲ得サルハ、聖意ノ教育ニ在ルヲ以テナリ、

見られるように、森と元田は教育のことについて話し合つたことがあり、天皇は教育に深い関心を持っているのに、從来政府はそれをおろそかにしてきたという森の意見に対して、元田は贊意をあらわし、より詳しく「聖意」を森に伝えようとした。この意見書はそのために書かれたのである。

この意見書の本論の中で、元田は先ず維新以来の教育を批判している。つまり、維新以来の教育は「専ラ西洋ノ規則ヲ用ヒ」、「其主眼ノ在ル所ハ専ラ知育上」にあつたために、「今日生徒ノ弊ハ自ラ博識日新ニ誇ルノ生硬ニ失シ忠君愛國ノ精神ニ乏」しいとする。続いて、次のように明治一年（一八七八）天皇「巡幸」及び「教学大旨」以後の教育路線の転換について述べている。

つまり、天皇は「巡幸」を通して「教育の弊」を「親覧」し深く憂慮し、政府のほうは、天皇の旨を受けて「忠君愛國の徳義涵養」を主眼に教育の改良を決意したが、歐米化の「因習」のため、なかなか難航であったと語っている。さらに、彼の森への問い合わせは続く、

今君大臣ノ命ヲ奉シテ教育改正已ニ着手シ、且ツ御主意ノ在ル所専ラ忠君愛國ニアリテ、言語上ニ喋々セスシテ實行上ヲ以テ踐履スルノ言ヲ聽ク、乃チ聖意ノアル所亦茲ニ外ナラサルカト推察スルナリ、更ニ請、君ノ本意到底ノ教育如何ナル結果ヲ得ルヲ以テ満足スル乎、僕ニ於テモ足下目的ノ至ル所ヲ知ラサレハ、其疑ヲ免レサルナリ、足下ノ僕ヲ見ルヤ、漢学者流ヲ以テ之ヲ目ス、僕固ヨリ然リ、然トモ僕ハ故長岡監物横井平四郎ノ徒、從來漢学者流ノ腐儒タルコトヲ悪ム、（中略）日本ノ今日ニアリテハ忠孝ノ大道ヲ其時世々々ニ活用スルヲ以テ僕ノ學問トスルナレハ、當世ノ支那好キ文章家考証学ノ奴隸

聖上明治十一年北陸東海御巡幸ニテ、各縣教育ノ弊ヲ親覧ニテ、其弊ノ甚シキヲ深ク御苦惱アラセラレ、僕ニ御痛嘆アラセラレタルナリ、此時岩倉右府公旨ヲ稟

ニアラサルナリ、唯日本ハ日本ノ道ヲ立、日本ノ教育ヲ行ハンコトヲ熱心ニ堪ヘサルナル、（中略）足下今教育ノ全權ニシテ文部大臣タリ、僕老頑、用ニ足ラスト雖トモ猶乏キヲ顧問ニ承ケ、毎日 聖上ノ前ニ咫尺シテ顧問ヲ承ク、國家ノ為メニ黙シテ言ハサルコトヲ得ス、故ニ肺肝ヲ吐テ之ヲ問フ、足下果シテ忠君愛國ノ誠アラハ、希クハ僕ニ告クルニ実ヲ以テシテ隠ス所アル勿レ、

この大意は以下の通りである。すなわち、君（森）は文部大臣となつて教育改革に着手し、かつ忠君愛国を主眼として実行すべきといつてゐるけれども、君の本心では如何なる教育上の結果を期してゐるのか、天皇も僕（元田）もその点を心配してゐる。僕（元田）は君（森）の見たよう漢学者流であるが、もともと長岡監物や横井小楠一派に属し、文章・考証を専らとする腐儒ではない。日本にふさわしい「道」をたて、日本にふさわしい教育を行うことは、僕（元田）の腐心してゐるところである。今、足下（森）は文部大臣として教育大権を掌り、僕（元田）は天皇側近として奉仕していく、国家のために自分の意見を表明しなくてはいけない。足下に何か意見があれば、忠君愛國の誠心にもとづいて、僕に隠すところなく告げてもらいたい、と。

見られるように、この意見書は「元田の森批判⁽²⁸⁾」といよりも、むしろ元田が森に忠君愛国という「聖意」を体得し教育理念を明確化・具体化するよう促したものといったほうがよい。「漢学者流」というような表現については、それは「儒教主義教育」に対して消極的な意見をもつていた森に対して元田が頗る不満であつた⁽²⁹⁾ことを示しているというよりも、むしろ元田が「国家のため」の自分の立場を表明してゐるといったほうがよい。

同年夏秋の頃のものと思われる「閣議案⁽³⁰⁾」は、森の教育理念をよくあらわしている。

有礼職ヲ文部ニ奉ジ爾來、聖明改良ノ盛意ヲ奉体シ、教育ノ方法規則既ニ粗端縉ニ就クコトヲ得タリ、窃ニ惟ミルニ、百般ノ事、先ツ其準的ヲ定ムルヲ要ス、準的一タヒ定マルトキハ、以テ年ヲ期シテ非常ノ業ヲ成就スルコトヲ得ヘク、又以テ永久ニ舉行シテ怠廢ニ至ラサルコトヲ得ヘシ、今夫國ノ品位ヲシテ進ンテ列國ノ際ニ対立シ、以テ永遠ノ偉業ヲ固クセント欲セハ、國民ノ士氣ヲ培養發達スルヲ以テ其根本ト為ササルコトヲ得ス、此レ乃チ教育ノ一定ノ準的ニ非ス乎、（中略）蓋教育ノ規則粗本備ハルモ、教育ノ準的ハ果シテ何等ノ方法ヲ以テ之ヲ成遂スルコトヲ得ヘキ乎、顧ミルニ我國万世一王天地ト

與ニ限極ナク、上古以来武威ノ耀ク所未タ曾テ一タヒモ
外国ノ屈辱ヲ受ケタルコトアラス、而シテ人民護國ノ精
神、忠武恭順ノ風ハ、亦祖宗以来ノ漸磨陶養スル所未タ
地ニ墮ルニ至ラス、此レ乃チ一国富強ノ基ヲ成ス為ニ無
ニノ資本、至大ノ宝源ニシテ以テ人民ノ品性ヲ進メ、教
育ノ準的ヲ達スルニ於テ他ニ求ムルコトヲ假ラサルヘキ
者ナリ（中略）

有礼窃ニ願クハ天皇陛下ノ聖断ヲ仰キ、今ニ及ンテ全
國ノ男子十七ヨリ二十七ニ至ル迄、其学ニ就カサル者ト
問ハス、總テ皆護國ノ精神ヲ養フノ方法ニ從ハシメ、文
部省ハ簡単平易ナル教科課書ヲ敷キ、人々ノ諷誦又ハ講
義ニ便ナラシメ、陸軍省ハ体操連兵ノ初步ヲ教ヘ、毎戸
長又ハ毎郡ノ管掌スル所トシ、一月ニ一度或ハ二度時間
ヲ限り、其区域内ノ人民ヲ学校ニ集メ、聽講又ハ運動ニ
従事セシメハ、庶幾クハ忠君愛國ノ意ヲ全國ニ普及セシ
メ、一般教育ノ準的ヲ達シ、最下等ノ人民ニ迄要スル所
ノ品位ヲ一定ナラシメ、國ノ全部ヲ拳ケ奴隸卑屈ノ氣ヲ
驅除シテ余残ナカラシメ、而シテ國本ヲ鞏固ニシテ國勢
ヲ維持スルニ於テ裨補スル所必多カラ（後略）

ここで森は、先ず自分が文部大臣に就任して以来、天皇
の旨に従い新たな教育方法・規則をほぼ定めたと表明し、

教育目標を定める必要性を強調する。次いで教育の目標は
国民の志氣を培養発達させることであり、そしてこの目標
を成し遂げるために、万世一系の皇統をいただき、人民の
護國の精神・忠武恭順の風あることを一国富強の基礎とし
て、これによらなければならないとする。さらに、この
理念を実現する方法と一七歳から二七歳までの全国青年男
子に対して兵式体操を課するという計画を提示する。

森がこのような教育理念を形成するに当たっては、いろ
いろな要因が関わっていたが、なかでも元田が強く影響し
ていたといわざるを得ない。言い換えれば、森の「閣議案」
の提出は、上記の元田の意見書への対応とみなすこともで
きるであろう。

六 森の倫理書の編纂と元田の批判

森は文部大臣に就任すると、教科書制度を重要視して、
そのために編輯局の改革を企図し、明治一九年（一八八六）
三月、伊沢修二を局長に任用してこれに当たらせた。伊沢
は局長に就任すると、局を充実させて教科書編纂に専心し
た。これは森の教科書行政として画期的な意味を持つてい
る。

森文相の下で、明治一九年（一八八六）五月に「尋常師

範学校の学科及其程度」が、同六月に「尋常中学校の学科及其程度」が定められた。そのいすれにおいても、修身が学科目から除かれて倫理がこれに代わっている。さらに一九年（一八八六）五月の「小学校の学科及其程度」において、修身は教科書によらず口頭による教授よらしめることとし、二〇年（一八八七）五月に至つて修身教科書の使用を禁止した。これらの措置を通観すると、森が時代に即応した道徳教育（しかも単に内容においてだけでなく方法においても）を追究していたことが分かる。そのことについて、能勢栄は次のように語っている。

我が國の教育家も政治家も又俗人も、德育の事に就きては、何か一つの主義を定め、本尊を出さねばならぬ事の如くに思ひ、先年福岡孝悌君が文部省の長官たり時に、

我が國の德育は孔孟の教に拠る可しと命令を下さしたけば、此の時世人は之を儒家主義と唱へ、学庸論孟の書を小学校の教科書に用ゐたりし。其の後森有礼君が文部大臣たりし時、今の世に孔孟の教を唱ふるは迂闊なり、宗教は教育部内へ入るべき者にあらず。左りとて哲学家の論を採用すれば、何人の説を取るとも必ず其反対者の駁議を免るを得ず。故に宗教に頼らず。哲学にも倚らず。廣く人間社会を通觀し、此の世の中は自己と他人との相

ひ持ちにて、自他相共にすれば世の中は太平無事の治まり、自他相反すれば、騒動は起ると云ふ有様を見て、自他並立⁽¹⁾といふ説を考へ出し、之を以て德育の主義と定めんとて、（後略）

つまり、明治一〇年代において、各界の人々は、德育の主義を定める必要性を認識していたのである。福岡孝悌は、文部卿となつて、「孔孟の教」を唱え、したがつて『大學』・『中庸』・『論語』・『孟子』といった儒家經典は、小学校の教科書として用いられるようになつた。このような状況の中で、森は文部大臣に就任したのである。森は、「孔孟の教」の提倡を時代錯誤とみなし、宗教にもよらず、哲学にもよらず、自ら新たに考え出した「自他並立」説をもつて、德育の主義を樹立しようとしている。

このように森には、道徳教育を改革する意図があつて、その仕事の一環としてまず倫理書を編纂したことになる。

其の頃まで中等学校の修身の教科書は、何れも西洋の翻訳物で、當時師範学校ではなくよく松田正久氏翻訳の佛國の公民教育を終身の教科書として使って居つた。其処で森子は修身書に翻訳した者はいけないと言つて、福島の師範学校長能勢栄君を呼んで、中学校、師範学校の

倫理学教科書を書くことを命じた⁽²⁾

「倫理書」の編纂は明治二〇〇年（一八八七）から着手し、翌二一年（一八八八）三月出版。一見して明らかなように、倫理書は徹底的に平明な合理主義で貫かれていた。森のいわゆる常識主義は、倫理的な真理は、普通感覚が道理とするものと一致するという立場にたつ。

本書について意見を求められた元田は、明治二一年（一八八八）頃、「倫理教科書につき意見書」を提出し、次のように評している。

（前略）我日本國ノ人物ヲ造立スルニハ、我國ノ國体人質ヲ知ラシムルニアリ、先ツ君臣ノ大倫ヲ知ラシムルヲ要ス、君臣ノ大倫國民一般ノ腦髓ニ充実スレハ、其余ハ其人ノ才學ニ由テ博大深奥進ムヘシ、君臣ノ大倫未タ明瞭ナラスシテ汎ク社會ノ倫理ヲ説キ、行為意志ノ區別ヲ精細ニ示ストモ、已ニ日本人ノ主眼ニ曖昧ナレハ、我國人ヲ造立スルニ足ラス、故ニ教科書ノ大巻頭ニ君臣ノ倫理ヲ第一ニ掲明シ、爾後件ヲ遂ヒ条ニ順ヒテ、处处々ニ君臣ノ主目ヲ示シ、生徒ヲシテ一目瞭然自然ノ感覺ヲ惹起セシメ、久シテ其德義ニ涵濡セシメン事ヲ要ス、是此書ニ就テ大ニ修正ヲ望ム所ナリ⁽³⁾、

元田は、君臣倫理は日本人の「主眼」であり、その倫理を明らかにするのは、日本國の「人物」を造るのに一番重要なことである。君臣倫理は明瞭にならなければ、いくらひろく社會の倫理を説き、行為意志の区別を精細に示しても、国人を養成するのに足らない。だから、まず倫理書の冒頭に君臣倫理を明示し、それから、それを中心としてこの本書を開設しようと、元田は提案している。

當時、湯本武比古という人物も、本書が君臣倫理に触れていないのを問題にし、自分の意見を森に伝えた時のこと

を、次のように回顧している。

森子は成程自分もさう思つた、併し能勢の言ふには、之れが普通の修身書ならば、君臣の關係がなくてはならぬが、倫理学の教科書だからないと言ふ。依て或る学者に聞くと能勢の言と一致して居つたから、其の便に差措いたと言ふので、私は其の時、それはいけない、名は倫理学でも実は修身だから是非入れた方がよいと主張した結果、どうとう六行ばかり君臣の關係といふ事を書いて入れた事を覚えて居る⁽⁴⁾。

つまり、森自身はもともと元田・湯本と同じく、本書が君臣の關係に触れていないのを問題にしたが、倫理書の著

者能勢栄およびその他の学者に、本書は普通の修身書だったら君臣倫理がなくてはならないが、倫理学の教科書だから、それがなくてもよい、と言われて、倫理学と修身との区別を考慮して、そのままおいた。それに対して湯本は、名前は倫理つけでも、実質は修身なので、君臣関係を入れるべき、と主張した。この湯本の意見を容れて、倫理書の中に君臣関係に関する「六行ばかりの文章」が挿入された。これは、元田の修正提案への対応とみなす」ともできよう。

おわりに

上述したように、森と元田・西村の間に政治的・思想的立場において相違点があつたにもかかわらず、情勢によつては互いに協力しあうことも多かつた。森の教育改革の全般にわたり、元田も西村も、時には異議者、時には賛成者、時には建議者として深い関心を持ち、参画していたのであつた。一方、森には、両者に対して意見においても人事においても、一定の包容力があつた。総じていえば、一見両者の対立のように見えたことも、国家教育建設のための彼らの共同作業の一環とみなすことができる。ある。

要するに、森有礼の教育改革と儒教主義とは、単純な对立的関係にあるのではない。客観的に見れば、互いに相手

を打ち負かそうとすることもあれば、互いに影響を及ぼしあうこともある。つまり、森による改革は儒教主義との相互作用の中で展開されたものであり、両者は抱合・補完する関係にもあつたのである。

注

- (1) 横山達三著『文部大臣を中心として評論せる日本教育之変遷』、臨川書店、昭和一九年九月、一三五頁。
- (2) 元田永孚著『古稀之記』、海後宗臣・元田竹彦編『元田永孚文書』第一巻、精興社印刷、元田文書研究会発行、昭和四年九月二七日刊行、二二一頁。大久保利謙『森有礼全集』(全三巻) 第二巻、宣文堂書店、昭和四七年三月発行、四六一頁所収。
- (3) 山田孝雄編『近代日本の倫理思想』、大明堂、昭和五六年二月一八日発行、三頁。
- (4) 春畠公追頌会編『伊藤博文傳』(全三巻) 中巻、昭和一五年一〇月一六日発行、四七八・四七九頁。前掲『森有礼全集』第二巻、四六〇頁所収。
- (5) 大久保利謙著『森有礼』、文教書院、昭和一九年四月五日初版印刷、一〇頁。
- (6) 文部省編『学制百年史』資料編、一九七二年一〇月、文部省刊、七頁。
- (7) 前掲『伊藤博文傳』中巻、一四八・一五四頁所収。
- (8) 海後宗臣著『元田永孚轟原典』、文教書院、昭和一八年九月第三版発行、一四一・一四五頁所収。
- (9) 渡辺幾治郎著『教育勅語渙發の由来』、学而書院、昭和一

- (10) ○年一〇月一三日初版発行、二〇～二一頁。
 森川輝紀著「教育勅語への道」(三元社)一九九〇年五月一〇
 日初版第一刷発行)一〇二～一〇三頁に参照。
- (11) ○八～二〇九頁。
 元田永孚「古稀之記」、前掲『元田永孚文書』第一卷、二
 一頁。
- (12) 元田永孚「古稀之記」、前掲『元田永孚文書』第一卷、二
 一頁。
- (13) 前掲『元田永孚聶原典』、二〇三～二〇四頁。
- (14) 林竹二著『森有礼――悲劇への序章』、筑摩書房、一九八
 六年三月三〇日初版第一刷発行、四七頁。
- (15) 元田永孚「森文相に対する教育意見書」(明治二〇年頃)、
 前掲『森有礼全集』第二卷四六三頁。
- (16) 大久保利謙『森有礼全集』第一卷、宣文堂書店、昭和四七
 年三月発行、一六四頁。
- (17) 前掲『森有礼全集』第一卷、三三五～三三九頁所収。
- (18) 前掲『森有礼全集』第一卷、五四〇頁。
- (19) 元田永孚「森文相に対する教育意見書」(明治二〇年頃)、
 前掲『森有礼全集』第二卷四六三頁より。
- (20) 西村茂樹「往事録」、日本弘道会編『西村茂樹全集』(全三
 卷)第三卷、思文閣、昭和五一年八月発行、六一二五頁。
- (21) 西村茂樹「往事録」、日本弘道会編『西村茂樹全集』(全三
 卷)第三卷、思文閣、昭和五一年八月発行、六一二五頁。
- (22) 多田建次「思想的遍歴と思惟様式」、日本弘道会百年史
 編集委員会編『日本弘道会百年史』(日本弘道会)平成八年
 九月三〇日発行)第二章「西村思想の探求」第一節にして所
 収、六八五頁。
- (23) 前掲大久保利謙著『森有礼』、一三三頁。
- (24) 前掲『森有礼全集』第一卷、四八三頁。
- (25) 元田永孚「師範学校令案につき意見具上案」、前掲『元田
 永孚聶原典』、一四六～一四七頁。
- (26) 前掲『西村茂樹全集』第三卷六四九～六五二頁参照。
- (27) 前掲『森有礼全集』第二卷四六二～四六三頁所収。
- (28) 稲田正次著「教育勅語成立過程の研究」、講談社、昭和四
 六年三月八日刊、一二〇頁。
- (29) 前掲『教育勅語成立過程の研究』、一二〇頁。
- (30) 前掲『森有礼全集』第二卷三四四～三四六頁所収。
- (31) 能勢栄著『德育鎮定論』抄、前掲『森有礼全集』第二卷四
 八五頁。
- (32) 日本図書センターワークス、大正一一年一〇月初版発行、昭和五七年
 一月複製発行、一一五～一一六頁。
- (33) 前掲『森有礼全集』第二卷四六四頁所収。
- (34) 湯本武比古「読書入門」、前掲『教育五十年史』、
 一六頁。
- (立教大学学史学専攻後期課程)